

売却区分	9	見積価額	¥ 1, 359, 000
番号		公売保証金	¥ 136, 000

財産の表示（登記簿の表示による）

（土地）

所在 北杜市長坂町大八田字西和田

地番	6224番地1	地番	6224番地18
地目	宅地	地目	宅地
地積	318.34m <sup>2</sup>	地積	18.45m <sup>2</sup>

財産の状況

- 1 対象物件は北側で、幅員約7mの舗装県道（609号線）に等高に接面しており、間口約25m、奥行約15mの不整形地の中間画地である。
- 2 境界については、隣地土地所有者と協議すること。
- 3 主要な公法上の規制等は、次のとおりである。
  - ・都市計画区域  
(都市計画区域外、北杜市まちづくり条例の田園集落区域に該当建ぺい率50%以下容積率100%以下、最低敷地面積下水道に接続できる場合300m<sup>2</sup>以上、できない場合は500m<sup>2</sup>以上緑化率20%以上、建築物の高さ13m以下、壁面位置道路境界及び隣地境界から2m以上、10m<sup>2</sup>以上の建築物の新築・増築・改築・移転の計画がある場合には届出を要する。)
  - ・北杜市景観条例の田園集落景観形成地域に該当
  - ・供給処理施設  
上水道 引き込みなし 下水道 整備無し
  - ・埋蔵文化財：該当無し 都市ガス：エリア外
- 4 対象物件地内に、未登記の建築物があり、個人が不動産業を経営している。土地所有者に毎月3万円を賃料として支払っていることを書面で確認した。また、令和7年6月27日に聞き取りにより、建物は自身が設置したことと、近く事業を終える意向があることを確認した。その後、令和7年12月26日に令和8年1月中に取り壊す予定であることを、聞き取りで確認した。
- 5 対象物件の南西側に、電柱が3基（本柱と支線2本）設置されており、株式会社NTT-MEに確認したところ、土地所有者と設置契約をしていることを確認した。電柱敷地料は年4,500円（1,500円×3本）で2019年3月分まで現所有者に対し支払い済みであると文書で回答があった。
- 6 公共交通機関等について
  - [最寄IC] 中央自動車道「長坂IC」から約2.1km
  - [最寄バス停] 山梨交通バス「建岡神社前」バス停から約150m

< その他 >

- ・当該物件については、関係公簿等を閲覧するほか、現地調査などを十分行ったうえで、

公売に参加 してください。

- ・国税徴収法及び同法施行規則により、暴力団員等に該当しないこと等の陳述をしなければ入札することはできません。詳細は山梨県ホームページ、もしくは昭和町役場税務課にて確認してください。
- ・山梨県暴力団排除条例により、公売財産を暴力団事務所の用に供することはできません。
- ・昭和町は引渡しの義務を負いません。
- ・昭和町は公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任等を負いません。
- ・公売財産内の動産の撤去、占有者等に対しての明け渡し請求、前所有者からの鍵の引渡などはすべて買受人が行うこととなります。
- ・権利移転及び危険負担の移転の時期は、買受人が買受代金の全額を納付した時です。
- ・所有権移転登記は、買受代金の納付後、買受人の請求により昭和町が行います。登録免許税など、所有権移転登記に係る費用は買受人の負担となります。